

たいらほこみち維持負担金規程

(目的)

第1条 この規程は、たいらまちづくり株式会社が、たいらほこみちの占用主体として、歩行者利便道路における賑わい創出やその環境保全に十分に取り組むため、二次占用を希望する者から徴するほこみち維持負担金について詳細を明確にするために定める。

(定義)

第2条 本規程における用語を次のとおり定義する。

- (1) 歩行者利便増進道路 道路法（昭和27年法律第180号。以下同じ。）第48条の20第1項の歩行者利便増進道路
 - (2) 利便増進誘導区域 道路法第33条第2項第三号の利便増進誘導区域
 - (3) 歩行者利便増進施設等 道路法第33条第2項第三号の歩行者利便増進施設等
- 2 本規程において対象とする歩行者利便増進道路は、福島県が令和7年2月20日に歩行者利便増進道路として指定した、一般国道399号のうちいわき市平字大町5番の4地先からいわき市平字田町1番21地先までとする。
- 3 本規程において対象とする利便誘導区域は、福島県が令和7年3月24日に利便誘導区域として指定した、一般国道399号の一部とし、これを「たいらほこみち」と称する。
- 4 たいらまちづくり株式会社が、福島県から許可を得たたいらほこみちの占用主体として、賑わい創出や環境保全に十分に取り組むため、二次占用を希望する者から徴する負担金を、「ほこみち維持負担金」と称する。

(ほこみち維持負担金の額)

第3条 たいらほこみちの二次占用に際し、二次占用を希望する者から徴するほこみち維持負担金の額は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 展示、パフォーマンス、ワークショップ、体験等を無料で実施する場合 催し1回につき700円

展示、パフォーマンス等について、善意の投げ銭やのみを来街者から求めるときなどは、無料扱いとする。

ワークショップ、体験等について、材料費実費相当額のみを参加者から求めるときなどは、無料扱いとする。

- (2) 展示、パフォーマンス、ワークショップ、体験等を有料で実施する場合 催し1回につき1,700円

- (3) 単体の利用主体が飲食物や物品・サービスなどを販売する場合 1事業年度につき5,000円

この場合において、1事業年度とは、毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。

この金額は、令和7年度分に限るものとし、令和8年度以降は、当該区分に係るほこみち維持負担金の額を別に定める。ただし、令和7年度から引き続き申し込む場合に限り、そのほこみち維持負担金の額は、令和8年度についても1事業年度につき5,000円に据え置くも

のとする。

- (4) 複数の利用主体をとりまとめてイベントを主催する場合 催し 1 回につき 7,700 円

この金額は、令和 7 年度分に限るものとし、令和 8 年度以降は、当該区分に係るほこみち維持負担金の額を別に定める。ただし、令和 7 年度から引き続き申し込む場合に限り、そのほこみち維持負担金の額は、令和 8 年度についても催し 1 回につき 7,700 円に据え置くものとする。

- (5) 前各号の規定にかかわらず、株式会社ラトブコーポレーションが、たいらほこみちの区域のうち次の図にピンク色で示す箇所を自ら二次占有する場合においては、ほこみち維持負担金の納入を求めない。



- (6) 第 1 号から第 4 号までの規定にかかわらず、真砂不動産株式会社が、たいらほこみちの区域のうち次の図にピンク色で示す箇所を自ら二次占有する場合においては、ほこみち維持負担金の納入を求めない。



- (7) 第 1 号から第 4 号までの規定にかかわらず、株式会社やまとが、たいらほこみちの区域のうち次の図にピンク色で示す箇所を自ら二次占有する場合においては、ほこみち維持負担金の納入を求めない。



- (10) 第 1 号から第 4 号までの規定にかかわらず、NPO 法人タイラボが、たいらほこみちの区域を自ら二次占有する場合に係るほこみち維持負担金の額は、1 事業年度につき 120,000 円とする。

(ほこみち維持負担金の納入期限)

第4条 たいらほこみちの二次占用を希望する者は、それぞれ次の期限までに、ほこみち維持負担金を納入しなければならない。

- (1) 展示やパフォーマンスなどを無料で実施する場合 当該催しの前月の15日まで
- (2) ワークショップや体験などを有料で実施する場合 当該催しの前月の15日まで
- (3) 単体の利用主体が飲食物や物品・サービスなどを販売する場合 初回の出店等の前月の15日まで
- (4) 複数の利用主体をとりまとめてイベントを主催する場合 当該催しの前月の15日まで
- (5) NP0 法人タイラボが、たいらほこみちの区域を自ら二次占用する場合 毎年2月28日まで

2 前項第1号から第4号までの規定にかかわらず、令和7年4月2日から令和7年5月31日までの間に催し又は出店を行う場合には、そのほこみち維持負担金の納入期限は、原則として令和7年4月20日までとする。ただし、たいらまちづくり株式会社が特に必要と認めたときは、二次占用を希望する者に対し、そのほこみち維持負担金の納入期限を、令和7年4月21日から令和7年5月31日までの間で個別に提示する。

(二次占用の不承諾)

第5条 二次占用希望者が、次の各号に該当する場合は、その二次占用を認めない。

- (1) 申込に際し、偽名その他虚偽の事項を申告した場合
- (2) 二次占用を希望する者が、本規程その他関係諸規程に同意しない場合
- (3) 二次占用を希望する者が、反社会的勢力に該当する又は関連がある場合
- (4) 二次占用を希望する者が、二次占用による生じる権利等を第三者に譲渡又は転貸する目的でもって二次占用を申し込む場合
- (5) 二次占用の承諾を得ておきながら、実際に催し・出店等を行わないことが過去に3度以上あった場合

なお、これに単体の利用主体が飲食物や物品・サービスなどを販売する出店等が該当したときは、以降の出店等は認めないこととし、また、既納のほこみち維持負担金は一切返金しない。

- (6) その他前各号に準じる場合であってたいらまちづくり株式会社又はこれを代理する者が適当でないと判断した場合

(ほこみち維持負担金の用途)

第6条 たいらまちづくり株式会社は、二次占用を希望する者から納入されたほこみち維持負担金を原資として、たいらほこみちの二次占用受付に係る事務や道路環境保全、賑わいづくり、情報発信等に係る取り組みを行う。

2 前項の取り組みは、たいらまちづくり株式会社が直接行うほか、第三者に業務として委託することができるものとする。

(損害賠償)

第7条 二次占用者又は二次占用を希望する者（以下「二次占用者等」という。）が、本規程その

他諸規程に違反し又は不正もしくは違法な行為によってたいらまちづくり株式会社に損害を与えた場合、当該二次占有者等は、たいらまちづくり株式会社が受けた損害をたいらまちづくり株式会社に対し賠償することとする。

(免責条項)

第8条 二次占有者等が、たいらほこみちにおける催し・出店等に際し第三者に対して損害を与えた場合、二次占有者等は、自己の費用と責任をもってこれを解決しなければならず、たいらまちづくり株式会社は一切の責任を負わないものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第9条 本規程の成立、効力及び解釈については、日本法を準拠法とする。

2 たいらまちづくり株式会社と二次占有者等の間で生じた紛争については、たいらまちづくり株式会社の事務所所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(二次占有者等の情報の取扱い)

第10条 たいらまちづくり株式会社は、二次占有者等が二次占有申込時に届け出た情報を適切に管理し、その保護のために必要な措置を講じる。なお、第6条第2項の規定により、たいらほこみちの二次占有受付に係る事務その他について、第三者に対し業務委託する場合には、当該委託先においても同様の措置を講じるよう求める。

2 たいらまちづくり株式会社は、二次占有者等の情報を、当該二次占有者等の同意を得ずにたいらほこみちに係る取り組み以外の目的に利用しない。

3 たいらまちづくり株式会社は、前項に定めるほか、次の各号に定める場合を除き、二次占有者等の情報を第三者に提供しない。

- (1) 当該二次占有者等の同意が得られた場合
- (2) 法令に基づき開示を求められた場合
- (3) 個別の二次占有者等を識別できない状態で提供する場合

(附則)

本規程は、令和7年4月2日より施行する。